

答申第56号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市消防長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月20日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成28年3月13日、上級救命講習会に申し込みした人の30人の氏名、生年月日、住所のわかる文書。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

上級救命講習台帳

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月20日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号は、条例第7条第2号に該当するため。

- (4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

上級救命者はネット検索で閲覧出来るので、部分開示したのは不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

上級救命講習受講者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先住所及び勤務先電話番号は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であるため、津市情報公開条例第7条2号に該当する。

当該文書はインターネットで公開していないため不開示部分の閲覧は不可能である。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、不開示とした内容がインターネット上で公開されているか否かについて争っていることから、当審査会は、条例第7条第2号ただし書アの該当性について検討する。

条例第7条第2号ただし書アでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合においては、個人に関する情報であっても不開示情報には当たらないと規定しているものである。

審査請求人は、本件公文書において不開示とした情報はインターネット上で公開されていると主張するが、そのような事実は認められず、当該情報は今後公開を予定しているものでもないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂